

## 2023 年度 白梅学園大学・白梅学園短期大学ガバナンス・コードの遵守状況

2024 年 9 月 27 日

### 遵守状況について

1	遵守できている
2	概ね遵守できている
3	不十分な点がある
4	未実施

## 第 1 章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

### 1 - 1 建学の精神

遵守状況	コメント
1	<p>建学の理念である「ヒューマニズムの精神」の涵養については、「学生ハンドブック」に掲載するとともに、科目名に「ヒューマニズム」を冠した講義を毎年開講している。</p> <p>また、4 月に実施した新採用教職員説明会にて、就業規則第 2 条（順守義務）において、「本学園の建学の精神であるヒューマニズムの理念に基づき、この規則およびこれに付随する諸規程を忠実に守ってその職責を遂行し、互いに協力して本学園の発展に努めなければならない。」と規定されていることを説明している。</p>

### 1 - 2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

遵守状況	コメント
1	<p>学則に定められた教育目的及び研究目的に沿った教育・研究活動を、法人、大学・短期大学の中期実行計画及びそれに基づく各年度の年度計画を策定して計画的に実施している。中期実行計画及び各年度の事業計画は理事会で策定するとともに、その実施結果の検証、振り返りについても理事会で行っている。</p> <p>2023 年度は第 1 期中期実行計画（2019 年度～2023 年度の 5 年間）の実施結果について検証、総括し、第 2 期中期実行計画（2024 年度～2028 年度の 5 年間）を策定した。</p>

## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

### 2-1 理事会

遵守状況	コメント
1	理事会は、私立学校法をはじめとした関係法令、寄附行為、諸規程及びガバナンス・コードに則り、適正に運営されている。

### 2-2 理事

遵守状況	コメント
1	理事は、私立学校法をはじめとした関係法令、寄附行為、諸規程及びガバナンス・コードに則り、その責任と役割を適正に果たしている。 2023年度は改正私立学校法の施行（2025年4月1日）に向けて、理事の構成及び選任方法の見直しを行った。

### 2-3 監事

遵守状況	コメント
1	監事は、私立学校法をはじめとした関係法令、本学園の寄附行為、諸規程、監査基準及びガバナンス・コードに則り、その責任と役割を適正に果たしている。 2023年度は改正私立学校法の施行（2025年4月1日）に向けて、監事の選任方法及び任期について見直しを行った。

### 2-4 評議員会

遵守状況	コメント
1	評議員会は、私立学校法をはじめとした関係法令、寄附行為、諸規程及びガバナンス・コードに則り、諮問機関としての責任と役割を適正に果たしている。

## 2-5 評議員

遵守状況	コメント
1	評議員の選任と評議員への情報提供は、私立学校法をはじめとした関係法令、寄附行為、諸規程及びガバナンス・コードに則り、適正に行われている。 2023年度は改正私立学校法の施行（2025年4月1日）に向けて、評議員の構成、選任方法、任期等について見直しを行った。

## 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

### 3-1 学長

遵守状況	コメント
1	学長は、法令及び学則に定められた責務に基づき、大学の教学運営を統括し、所属教職員を統督している。また学則に基づき、学長を補佐する体制を整えている。副学長・学部長・学長補佐のそれぞれの役割については、教員組織運用規則に定めている。

### 3-2 教授会

遵守状況	コメント
1	教授会における審議事項については教授会規程に定め、規程に則って運営されている。教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たって、意見を述べている。

## 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

### 4-1 学生に対して

遵守状況	コメント
1	毎年度、学生に配布している「学生ハンドブック」や「履修案内」に、3つのポリシーを記載し、学生に対して入学から卒業に至る学びの道筋を具体的に示している。

#### 4-2 教職員等に対して

遵守状況	コメント
1	教授会及び各委員会の所管事務を明確にし、教職協働を実質化するとともに、FD 及び SD を毎年度実施し、教育・研究活動の質向上に努めている。 常勤理事及び監事は、私立学校法をはじめとした関係法令、寄附行為、規程及びガバナンス・コードに則り、事業計画の進捗状況や業務監査の結果を、理事会及び評議員会に報告している。

#### 4-3 社会に対して

遵守状況	コメント
1	毎年度自己点検・評価を実施し、改善・改革のサイクルを回しているとともに、7年ごとに認証評価機関の評価を受け、適合の評価を得ている。 また、公開講座や地域交流のイベント実施、地域のボランティア活動への参加等を通して、社会貢献・地域連携を図っている。

#### 4-4 危機管理及び法令遵守

遵守状況	コメント
2	火災、地震その他の災害に関する全学的な危機管理については「消防計画」を定め自衛防災体制を整備している。また、大学・短大、高校、中学、幼稚園の部門ごとに火災、地震等が発生した際の具体的対応についてマニュアル、対処方法等を定めている。 このほか、地震の際の書棚の転倒防止、台風等災害の際の安全対策、個人情報漏洩防止対策など、個別の課題に取り組んでいる。 今後、全学的な危機管理マニュアル、事業継続計画の策定に向けて取り組んでいく。

## 第5章 透明性の確保（情報公開）

### 5-1 情報公開の充実

遵守状況	コメント
2	<p>「教育情報及び財務情報」、「教職課程における情報」及び「研究活動の不正への対応」等の教育・研究に資する情報や学校法人に関する情報をホームページに掲載し、情報公開に努めている。</p> <p>2023年度に策定した第2期中期実行計画（2024年度～2028年度の5年間）についても、ホームページに掲載している。</p> <p>なお、情報公開方針の策定及び公開については継続して取り組んでいく。</p>